

2024年診療報酬改定に伴い、当事業所では地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）がオンライン資格確認によって得た診療情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い看護の提供に努めます。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新） 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2024年12月吉日
さくら咲くさくら GROUP

訪問看護ステーション「さくら咲くやちよ」

訪問看護ステーション「さくら咲くふなばし」

訪問看護ステーション「さくら咲くさくら」

訪問看護ステーション「さくら咲くはなみがわ」

訪問看護ステーション「さくら咲くやちよ 高津緑ヶ丘支店」

訪問看護ステーション「さくら咲くいんざい」

訪問看護ステーション「さくら咲くあかさか」